

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 31 年4月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800092号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900003号

第1 結論

請求期間のうち、平成7年8月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年4月から昭和52年3月まで
② 平成7年8月

数十年前のため、国民年金保険料の納付時期及び納付方法等について、具体的なことは覚えていないが、当時、自営業を営んでおり、仕入れ費用及び税金等の未払いや滞納は商売の信用に直結するので、国民年金保険料を未納のままにしていたとは考えられない。

昭和36年の国民年金制度が始まった頃に国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料の納付については、婚姻後、請求期間①の保険料を主に妻が定期的に納付しており、請求期間②の頃は長女が税金等を含め納付の有無を確認して、私か妻が保険料を定期的に納付していたので、未納であるはずがない。

請求期間①及び②の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者は、請求者又は請求者の妻のどちらかが請求者夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したと陳述しているところ、請求者の妻に係る請求期間②の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、請求者及び請求者の妻に係るオンライン記録において、国民年金保険料の納付日が確認できる平成6年度以降の納付状況を見ると、おおむね同日に同対象期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、請求期間②前後の期間が納付済みであることから、1か月と短期間である請求期間②の国民年金保険料について、請求者又はその妻が納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者又は請求者の妻が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、昭和36年の国民年金制度が始まった頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料は、主に妻が定期的に納付していた旨主張しているが、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があり、記号番号の払出し以降に国民年金保険料の納付が可能となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号はA県B市で昭和54年7月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、「54.6.14適用」と記載

されていることから、この頃に加入手続を行い、昭和 36 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認され、当該加入手続時点まで国民年金に未加入であることから、請求期間①の国民年金保険料を現年度納付することができない。

さらに、請求者に係る特例納付申出書及び特例納付の誓約書を見ると、当該申出書及び誓約書に記名押印し、昭和 54 年 6 月 14 日付けで特例納付を申出していることが確認できるところ、当該誓約書には、昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 3 月までの国民年金保険料を昭和 54 年 6 月までに納付する旨の記載は確認できるが、請求期間①に係る記載は確認できない上、請求者に係る国民年金の加入手続時点（昭和 54 年 6 月頃）において、2 年の時効が経過していることから、請求期間①の国民年金保険料を過年度納付することはできない。

加えて、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳を見ると、請求者に係る請求期間①の国民年金保険料が納付されたとの記録は確認できない上、一緒に納付したとする請求者の妻についても、オンライン記録において、請求期間①のうち特例納付期間を除く昭和 43 年 8 月から昭和 52 年 3 月まで未納と記録されている。

また、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、C 県 D 市において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の妻が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間①について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者又は請求者の妻が、請求者に係る請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800661号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900001号

第1 結論

請求者のA社(後継会社は、B社)における平成2年10月1日から平成3年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年10月から平成3年9月までの標準報酬月額については、18万円を28万円とする。

平成2年10月から平成3年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成2年10月から平成3年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月1日から平成3年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細及び住民税の通知書等により、請求者が請求期間においてA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の後継会社であるB社は、請求者の請求期間に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800615号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900002号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和29年3月26日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、訂正請求記録の対象者のC社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和33年2月1日から同年1月25日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和29年3月26日から同年4月1日までの期間及び昭和33年1月25日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和29年3月26日から同年4月1日までの期間及び昭和33年1月25日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和29年3月26日から同年4月1日まで
② 昭和33年1月25日から同年2月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和26年4月にA社に入社後、D社E支店を定年退職するまで、正社員としてF社の系列会社において継続して勤務していたが、A社からG社に転勤した請求期間①、及び同社からC社に転勤した請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

夫自身が定年退職前の平成4年頃から何度も社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に年金記録の期間照会を行っていることが確認できる書面を提出するので、調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたH社発行の訂正請求記録の対象者に係る勤続表彰状及び定年感謝状、元同僚の回答等から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①及び②において、Iグループに継続して勤務し(請求期間①はA社からG社に異動、請求期間②は同社からC社に異動)、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る年金手帳の記

載内容、複数の元同僚が記憶する訂正請求記録の対象者の後任者及び前任者に係る厚生年金保険の被保険者記録等から判断すると、請求期間①の資格喪失日を昭和 29 年 4 月 1 日とし、請求期間②の資格取得日を昭和 33 年 1 月 25 日とすることが妥当である。

また、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額については、請求期間①は、A 社における昭和 29 年 2 月の厚生年金保険の記録から 7,000 円とし、請求期間②は、C 社における昭和 33 年 2 月の厚生年金保険の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、訂正請求記録の対象者に係る一切の資料を保管しておらず、請求内容どおりの届出を行ったか否か不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800616号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900001号

第1 結論

昭和60年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和62年3月まで

国民年金には、昭和49年に加入し、請求期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を遅れることなく年度内に納付していたが、請求期間が未納となっている。

請求期間当時、事業を営んでおり、国民年金の保険料納付や税務関係の申告を適切に行うことを常に意識していたし、また、事業は順調で、私が国民年金保険料を加入時から60歳到達まで欠かさず納付している実績を見ても、続けて2年間も納付していないとは考えられないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の妻についても当該期間に係る国民年金保険料が未納であることから、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間頃の国民年金保険料の納付について、妻が遅れることなく年度内に納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求期間前の昭和58年11月から昭和59年3月までの期間に係る国民年金保険料は同年5月に、請求期間直前の同年12月から昭和60年3月までの期間に係る国民年金保険料は請求期間中の同年9月に、それぞれ年度を越えて過年度納付されていることから、請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況について確認することができない。

このほか、請求者の妻が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800618号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900002号

第1 結論

昭和41年1月から昭和50年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年1月から昭和50年8月まで

私は、A県B市在住時に、近所の方から国民年金の加入を勧められ、昭和41年1月頃に自宅付近の郵便局で国民年金の任意加入手続を行った。具体的な納付方法や納付場所は覚えていないが、国民年金保険料を納付していた。

また、昭和43年3月にB市からC県D市に転居した後も、送付されてきた納付書を金融機関の窓口を持参し、定期的に国民年金保険料を納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和41年1月頃に国民年金の任意加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続を行った場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は昭和50年10月9日に払い出されており、同記号番号前後の国民年金被保険者の記録から、請求者に係る国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時期は、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金の任意加入対象者は、制度上遡って国民年金被保険者資格を取得することができないところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びD市の国民年金被保険者名簿の双方に、昭和50年9月5日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨記載されており、同日より前の期間である請求期間は、国民年金の未加入期間となることから、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる請求者の氏名検索のほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、B市及びD市において請求期間当時に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800527号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900004号

第1 結論

昭和43年8月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月から昭和52年3月まで

数十年前のため、国民年金保険料の納付時期及び納付方法等について、具体的なことは覚えていないが、妻(訂正請求記録の対象者)が昭和38年7月にA県の会社を退職し、同年8月頃にB県C市に転居した際、国民年金への切替手続を行って、国民年金保険料を納付し始めたと思う。

請求期間の国民年金保険料の納付について、納付場所は覚えていないが、現金又は振込により、私と妻の2人分の保険料を納付した。

請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が会社を退職した後、昭和38年8月頃にC市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めたと思う旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があり、記号番号の払出し以降に国民年金保険料の納付が可能となる所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者の記号番号はA県D市で昭和54年7月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者に係るD市の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、「54.6.14適用」と記載されていることから、この頃に加入手続を行い、昭和38年8月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認され、当該加入手続時点まで国民年金に未加入であることから、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することができない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る特例納付申出書及び特例納付の誓約書を見ると、当該申出書及び誓約書に記名押印し、昭和54年6月14日付で特例納付を申出していることが確認できる所、当該誓約書には昭和38年8月から昭和43年7月までの国民年金保険料を昭和55年6月までに納付する旨の記載は確認できるが、請求期間に係る記載は確認できない上、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続時点(昭和54年6月頃)において、2年の時効が経過していることから、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することはできない。

加えて、訂正請求記録の対象者に係るD市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳を見ると、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されたとの記録は

確認できない上、一緒に納付したとする請求者についても、オンライン記録において、請求期間は未納と記録されている。

また、訂正請求記録の対象者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより旧姓を含む複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、C市において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、訂正請求記録の対象者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者又は請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者又は請求者が、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800640号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年10月頃から昭和36年10月頃まで

請求期間において、B県C市にあったA社に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録において、事業所の所在地及び事業主の氏名が請求者の陳述と一致するA社が確認できる。

しかしながら、A社は、昭和49年10月1日に解散登記されている上、同社の元代表取締役及び元取締役はいずれも所在が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所関係者に確認することができない。

また、請求者が名前を挙げたA社の同僚についても所在が不明であることから事情照会できず、請求者の請求期間における勤務実態等について、これらの者に確認することができない。

さらに、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、同社の従業員数についても不明のため、請求期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについても確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800639号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900004号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③及び④について、請求者のD社(後に、E社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年3月1日から同年11月1日まで
② 昭和46年11月16日から昭和47年5月1日まで
③ 昭和47年5月2日から昭和48年2月1日まで
④ 昭和48年2月2日から昭和51年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間①、B社に勤務した請求期間②、D社及びE社に勤務した請求期間③及び④に係る被保険者記録がいずれもない。

各請求期間の事業所において、いずれも正社員として工事現場の作業に従事し、厚生年金保険に加入していたので、当該各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、商業登記の記録及びオンライン記録によると、A社は既に解散している上、請求期間①当時の同社の代表取締役は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、請求者はA社で同じ仕事に従事していたとして複数の同僚の名前を挙げているところ、同社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、当該同僚に係る請求期間①当時の同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、当該同僚から確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録のある複数の元従業員は、「請求者を覚えていない。」旨陳述しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、元従業員に確認することもできない。

加えて、A社の複数の元従業員は、請求者が同社で同じ仕事に従事していたとして名前を挙げた複数の同僚について、作業員だったとしているところ、請求期間①当時に同社で給与計算事務を行っていたとする者は、「作業員は、A社において厚生年金保険に加入せず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述していることを踏まえると、請求期間①当時、同社では、作業員を厚生年金保険被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認

又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、C社は、請求者に係る資料を保管していないため、請求者がB社に勤務したか否か不明としていることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所に確認することができない。

また、請求者はB社で同じ仕事に従事していたとして複数の同僚の名前を挙げているところ、同社に係るオンライン記録及び被保険者原票において、当該同僚に係る請求期間②当時の同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、当該同僚から確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間②にB社における厚生年金保険被保険者記録のある複数の元従業員は、「請求者を覚えていない。」旨陳述しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、元従業員に確認することもできない。

加えて、請求者は請求期間②当時、B社に作業員として勤務していた旨陳述しているところ、C社は、「請求期間②時代にB社に勤務していた作業員は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨回答していることを踏まえると、請求期間②当時、B社では、作業員を厚生年金保険被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間③及び④について、E社の解散時の代表取締役から提出された賃金台帳を見ると、請求者は、請求期間④のうち一部の期間において、賃金が支払われているものの、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、商業登記の記録及びオンライン記録によると、E社は既に解散しており、請求期間③及び④当時の同社の代表取締役は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間③及び④のうち一部の期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

さらに、請求者がE社において同じ仕事に従事していたとして名前を挙げた複数の同僚のうち、連絡先が判明し回答のあった二人はいずれも、「請求者はE社の現場で作業員として勤務していたが、具体的な勤務期間は分からない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、元同僚に確認することができない。

加えて、請求期間③及び④時代にE社で労務管理を行っていたとする複数の元従業員は、「現場の作業員は、請求期間③及び④当時、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述しているところ、前述の代表取締役から提出された賃金台帳を見ると、現場の作業員とされる請求者を含む複数の者について、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。